

通院移送費申請を困難にさせるCWの「実態」

小倉生健会の会員が通院移送費（交通費）の支給をケースワーカー（CW）に求めたところ「医者（医師）の証明書が必要です。そのあと会議にかけて、支払いができるかどうか検討します」と言われました。

会員は「そんな大変なことをしなければいけないのならいいです」と言いました。

生健会がCWに電話すると「移送費の給付にあたっては、医者（医師）に給付要否意見書を依頼して、医者から回答をもらってから、移送の給付方針及び給付の範囲を決定するようになっている。CWと保護課の嘱託医などが協議して決めるようになっている」とのことでした。

生健会が、「既に通院を認めており、高齢で深刻な病気の方が、4Kmも歩いて通院するのはですか？ 医者（医師）に意見書を願うのはCWの仕事であって、申請者に対してそんな説明をしたら、通院移送費の請求をひかえて交通費の負担で生活がますます苦しくなります。CWの仕事は、生活保護利用者に対して『病院に行ったら、通院したことを証明する印鑑を押してもらって用紙を窓口で渡すこと。病院もよく心得ているので印鑑を押してもらって、一か月に一回保護課に提出してください』と言うことでは」と言いました。

CWも「その通りです。誤解を与えたかも分かりませんが、勉強になりました」と答えました。



分かいにくい「遺族年金」

■遺族基礎年金の受給要件は、国民年金の被保険者である間、又は、老齢基礎年金の受給権者が老齢基礎年金の受給資格を満たした方が死亡した時。又は、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき等のいずれかの要件を満たした時に、遺族基礎年金が支給されます。

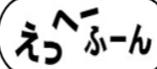
■遺族基礎年金の受給対象者は、死亡した方に生計を維持されていた子や子のある配偶者。なお遺族厚生年金を受給できる遺族の方はあわせて受給できます。

■配偶者が遺族年金を受け取れる条件は右図を参照ください。亡くなった方や配偶者に年齢の特別な要件はないため、70歳以上でも問題なく受け取れます。

○印は受取れる ×印は受取れない	自営業など第1号被保険者		会社員など第2号被保険者		第2号被保険者に扶養されている配偶者		
	子あり	子なし	子あり	子なし	子あり	子なし	
自営業など第1号被保険者	遺族基礎年金	○	×	○	×	/	
	遺族厚生年金	×	×	×	×		
会社員など第2号被保険者	遺族基礎年金	○	×	○	×	○	×
	遺族厚生年金	○	○	○	○	○	○
第2号被保険者に扶養されている配偶者	遺族基礎年金	/		○	×	/	
	遺族厚生年金			×	×		

■配偶者が65歳以上で遺族厚生年金と老齢厚生年金を受給する権利がある場合は、遺族厚生年金の額が老齢厚生年金よりも多ければ、その差額を遺族厚生年金として受け取れます。

小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために



所得に対する“国民負担率が5割”に大接近 「五公五民」で昔は一揆が

民商の皆さんが中心になって開催している「3・13重税反対全国統一行動小倉地区集会」（右写真）に、小倉生健会も参加しました。統一行動は、「大軍拡。増税反対」などを掲げ56回目になります。

その集会の中で、来賓の新日本婦人の会小倉南支部の植山渚さんは、「いま、所得に対する国民負担率が5割近くになっており、一揆が起こっていた江戸時代の五公五民と同じだ」と挨拶しました。後日、KBCの朝の番組「羽鳥慎一のモーニングショー」でも、グラフなどが紹介され、五公五民について詳しく報道されました。

「国民負担率」とは、国民所得に占める税金や社会保険料（年金・医療保険など）の割合で、いかに公的負担が大きいかを比較する指標です。

日本で国民負担率の統計が始まったのは1970年度からですが、このときは24.3%でした。しかし、それが2021年度には、48.1%にまで拡大しました。所得のおよそ半分（5割）を税金や社会保障費で負担する五公五民です。

五公五民は、江戸時代の年貢率を表わした言葉で、米の収穫量の5割を領主が取り、残り5割しか農民の手元に残らないことを示しています。



江戸時代の初期は四公六民でしたが、八代將軍の徳川吉宗（暴れん坊將軍）がすすめた「享保の改革」以降、五公五民に改悪され各地で農民一揆が発生しました。

農民一揆は過酷です。起こした本人だけでなく妻子も処刑されました。それでも、一揆をしなければならなかった。そんな時代が五公五民です。（3/30に「令和の百姓一揆」デモが実施）

ちなみに、奈良時代の大宝律令では3%（0.3公）でした。ただし、この時代は“租庸調”で、税の祖（年貢3%）のほかにも“庸調”としての労役や特産物の提供が課せられました。「今後、軍事費が増えるので、六公四民になりそう」との声も。是非とも跳ね返さなければ。

「小倉タイムス」より 《今週のドレスコード》

ホワイトハウスを訪れたウクライナのゼレンスキー大統領にトランプは「めかしこんできた」と皮肉った。記者は「スーツ持ってないの？」。補佐官らはスーツないことを「失礼」。イーロン・マスクはどうだ。Tシャツの上に長袖ブレザーにキャップを被っている。この人には誰も言わない。大金持ちだからか。

《今月の腹立つCM》

補聴器が高価なため行政による購入費支援を求める声が高まっています。

そんな中、テレビで大物俳優の〇〇英樹さんや〇〇光子さんが、音だけを大きくする安価な補聴器のCMに出演しています。

雑音などの耳障りな音の周波数をカットする高価な補聴器でなければ頭が痛くなります。

お金持ちの二人は本当に使っているのでしょうか？

《今月の平和》

憲法 第9条を読んで、実現しよう

憲法 第二章 戦争の放棄 第九条

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

北九州市がようやく、高校のタブレット購入費を認める

高校生の授業料無償化が話題になっていますが、一昔前まで生活保護世帯では高校進学はできませんでした。

しかし、全国での運動が実り、今は高校への進学はできるようになりました。でも、大学や専門学校への進学はできません。これでは、貧困が次の世代に引き継がれてしまいます。

そんな中、「私立高校に入学するようになり学校から『タブレットを購入するよう』と言われたが、保護課に相談したら、『自費で購入するよう』と言われた」との相談が寄せられました。

「高校生の就学費」という国の決まりがあり、そこには①入学準備金としての制服等の購入費。②部活などの費用の学習支援費。③教材の購入費としての教材費が定めてあります。

③の教材費には、「正規の授業で使用する教科書等の範囲は、当該授業を受講する全生徒が必ず購入することとなっている教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典及び楽器であること」と国が定めています。

タブレットは、この定めどおり高校が全生徒に

購入を求めていますので教材費を支給すべきですが、区の保護課は認めませんでした。

小倉生健会は、本庁の保護課に何度も認めるように要請しましたが、本庁の保護課は「具体例の中にタブレットが含まれてないので検討させてくれ」と言うばかりでした。タブレットが国の通知に書かれてないのは、保護行政が時代に追いついていないためです。

そこで小倉生健会が厚労省に問い合わせると「実施機関（保護課）の裁量で決めて下さい」と言う返事でしたので本庁の保護課に伝えました。

それから2週間後、「高校の授業で使う場合と取れば教材費として認める」として、タブレット購入費が教材代と認められました。

そのことを伝えられた相談者が高校に報告すると、高校から「ほかにも何人か困っている生活保護利用の家庭がある。その生徒にも適用できるかね？」と聞かれたそうです。

小倉生健会は相談者に「北九州市ではOKです。他の自治体だったら『北九州市は認めた』と言えば支給される可能性が高いと思います」と答えました。

切取り線

最高裁判所 御中

年 月 日

生活保護基準引き下げの被害に対し 人権の砦として 司法の職責を果たす判決を求めます

2013年度からの生活保護基準引き下げは、過去最大の下げ幅(平均 6.5%、最大 10%)で 96%の生活保護利用世帯が削減の影響を受けました。生活保護を利用する人たちは、食事や風呂の回数を減らす、友人との付き合いを減らすなど、厳しい生活を余儀なくされました。これは、人間らしく生きていこうとする希望や前向きな気持ちを奪い、憲法 25 条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を侵害するものです。

全国で 31 の訴訟がたたがわれている「いのちのとりで裁判」では、多くの地裁で、①生活保護基準部会が検証した数値を勝手に2分の1にしたこと、②物価高騰の 2008 年を起点とし、電気製品(特にテレビ)の値下がりが増大に影響し下落率が増幅される「物価偽装」とも言える独自の物価指数を用いたことから、引き下げを違法とする判決が相次いでいます。2023 年 4 月の大阪高裁判決は、先例となる最高裁判決の判断基準を改変した逆転不当敗訴でしたが、2023 年 11 月の名古屋高裁判決は、国に「少なくとも重大な過失」があり違法性が大きいとして国家賠償まで命じる逆転完全勝訴でした。

私たちは、人権保障の最後の砦である最高裁が、司法の職責を果たし、法の力で行政の暴走を正す判決を言い渡すことを求めます。

氏名(フルネームで)	住所(番地までご記入ください)
	都・道 府・県

※オンラインでも署名することが可能です。同じ人が、紙とオンラインの両方に署名しないようご注意ください。

<https://forms.gle/k93FqsP14y27e8QE8>

※署名用紙に記入された情報は、最高裁判所に提出する目的以外に使用しません。



【呼びかけ団体】いのちのとりで裁判全国アクション

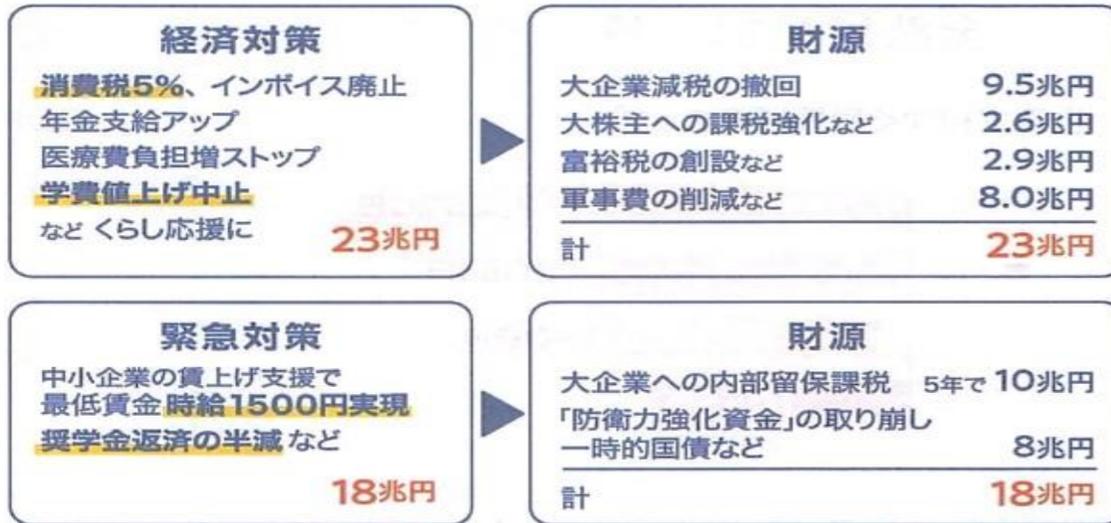
【送付先】全国生活と健康を守る会連合会

160-0022 東京都新宿区新宿 5-12-15 KATO ビル 3F

【取扱団体】いかなよ貧困・福岡の会

〒812-0016 福岡市博多区博多駅南 1 丁目 9-8 ケイ・アイビル 2 階 福岡県労連内
TEL(092)433-1833 FAX(092)433-1822

国民の暮らしと平和を守るための、こんな提案は、いかがでしょうか
田村智子



2013年からの史上最大の生活保護基準引下げは違法と訴えた生活保護費引下げ裁判は、全国での大奮闘で、原告側は25勝15敗(地裁19勝11敗、高裁6勝4敗)と大きく勝ち越しています。5/27に大阪訴訟・名古屋訴訟の最高裁弁論期日が指定され、7月までに判決が言い渡されることがほぼ確実となりました。公正判決を求めるみなさんの署名をお願いします。

